



12

令和3年12月15日 発行

第75巻 第12号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)
発行人 岡田 康浩

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <http://www.olsa.or.jp>



両山寺(久米郡美咲町) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)

12月

安全衛生12のポイント

Good
コミュニケーションで
Noハラスメント



12月 ハラスメント撲滅月間
12月1日~31日

1月 年末年始無災害運動
前年12月1日~1月15日

目次

Dec. 2021

行政の動き

- 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です 2
- 労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が... 3
- 中小企業の事業主にも義務化されます
- 育児休業制度等に関する相談窓口について 5
- 年末年始の労働災害防止に努めてください 7

- 第32回備北地区ゼロ災運動研究集会を開催 8
- 令和3年度中央労働災害防止協会緑十字を受賞 9
- 建築物石綿含有建材調査者講習のご案内 10
- 令和3年度労務管理講習会のご案内 12
- 第34回岡山県ゼロ災運動研究集会開催のご案内 14
- 中小企業無災害記録証が授与されました 16

協会より

- 悠々自適 9
- 労働災害-統計- 18

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

2022年4月から全企業にパワハラ防止措置が義務化されます！



パワーハラスメント(パワハラ)とは

職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

令和2年6月1日から労働施策総合推進法の施行により、パワーハラスメント防止のために講ずべき措置が法律で事業主に義務付けられています（中小事業主は令和4年4月1日より義務化）。これにより事業主は、就業規則や社内体制の整備、労働者への周知等に事前に取り組む必要があり、またハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応を行う必要もあります。

セクシュアルハラスメント(セクハラ)とは

職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動（性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など）に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり性的な言動により就業環境が害されることをいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント(マタハラ)とは

職場において行われる、上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、労働者の就業環境が害されることです。

妊娠の状態や育児休業等の利用と嫌がらせとなる行為の間に因果関係があるものがハラスメントに該当します。

岡山労働局では、雇用環境・均等室に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和3年12月1日～令和4年3月31日

- | | |
|------------|--|
| 働く人 | ◆ 勤務先は中小企業ですが、上司からのパワハラに困っています。 |
| 働く人 企業の担当者 | ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？ |
| 企業の担当者 | ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？ |
- など、働く人も、企業の担当者からも、ご相談を受付します。



- ◆ 受付時間 9時30分～17時00分 （土日・祝日・年末年始の除く）
- ◆ 電話番号 086-225-2017
- ◆ 住 所 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎3階
岡山労働局 雇用環境・均等室

中小企業の事業主の皆さまへ

労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。

中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます。

(令和4年3月31日までは努力義務)

◇ 職場における「パワーハラスメント」とは？

職場において行われる①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの



※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

◇ 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置とは？

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応 するために必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他の不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

◇ 職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取組

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、**一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること**
- 職場におけるパワーハラスメントの**原因や背景となる要因を解消するための取り組み**を行うこと（コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等）
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても**同様の方針を併せて示すこと**
 - ・他の事業主が雇用する労働者 ・就職活動中の学生等の求職者
 - ・労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）
- **カスタマーハラスメント**に関し以下の取り組みを行うこと
 - ・相談体制の整備 ・被害防止のための取り組み（マニュアルの作成や研修の実施等）
 - ・被害者への配慮のための取り組み（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）

◇ 法改正への対応はお済みでしょうか？

法改正への対応として、規定の整備や社内体制の整備が必要となります。

- ☒ パワーハラスメントを行ってはならないことを明確化し労働者に周知している
- ☒ パワーハラスメント行為者について厳正に対処する方針及び対応の内容を定め労働者に周知している
- ☒ 相談窓口をあらかじめ設置し、労働者に周知している
- ☒ 相談者・行為者等のプライバシー保護や相談したことなどを理由に不利益取扱いをされない旨を定め、周知している

■ 就業規則への記載例や労働者への周知内容等について知りたい場合

⇒ 「岡山労働局HP」をチェック！！

岡山労働局 パワーハラスメント 検索

岡山労働局HPでは、就業規則の記載例、労働者への周知用ポスターがダウンロードできます。



■ パワーハラスメントになりうる事例、相談窓口での対応方法、社内研修の内容等について知りたい場合

⇒ ポータルサイト「明るい職場応援団HP」をチェック！！

あかるい職場応援団 HP 検索



法律の解説動画はこちら

女性活躍推進・ハラスメント防止対策

仕事で疲れた時、どのように休めばいいでしょうか？（セーフレベル）

パワハラ相談対応者の具体的な対応例



職場の実態を把握するためのアンケート調査やパワーハラスメントに関して理解を深めるための社内研修は、職場のパワーハラスメント防止対策として効果的です。

「パワーハラスメント対策導入マニュアル」では、パワーハラスメント対策に取り組む上で、参考にできる取組のポイントを解説しています。アンケート用紙や研修資料など、取組に必要な参考資料を豊富に収録しています。社内のハラスメント対策にぜひご活用ください。

◇ 職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例



身体的な攻撃 暴行・脅迫

- 殴打、足蹴りをする。
- 相手に物を投げつける。



精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言

- 人格を否定するような言動を行う。
- 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。



人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視

- 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。



過大な要求

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害

- 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。



過小な要求

業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと

- 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。
- 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。

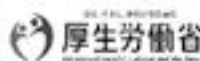


偏見の侵害

私的なことに過度に立ち入ること

- 労働者の性的指向・性自認や病歴、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

お問い合わせ先



岡山労働局雇用環境・均等室
TEL 086-225-2017



岡山労働局雇用環境・均等室に
改正育児・介護休業法の施行に向けた相談窓口を開設します！
開設期間：令和3年11月15日～令和5年3月31日

育児休業制度等 に関する相談窓口

産後パパ育休って
何日休めるのかな。
会社には、どう相談
したらいいのかな。

妊娠・出産の
報告を受けたけ
ど何をしたら
いいのかな。

育児休業が分割で
取得できるらしい
けど、どういう休み
方がとれるのかな。

規定の改正を
しないといけない
けど、何を改
変したらいいの
かな。



お困りごと、気になること、お気軽にご相談ください！

(事業主、労働者、労務に関わる方、どなたでもご相談ください。)

岡山労働局 育児休業制度等に関する相談窓口

受付時間 9時30分～17時00分
※土・日・祝・年末年始を除く

電話番号 086-225-2017

住 所 岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎3階
雇用環境・均等室
(JR岡山駅から徒歩7分)

○入館の際に身分証明書の提示が必要です

○駐車場 有(北側)



育児・介護休業法の改正ポイントについて

① 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が義務になります

令和4年4月1日施行

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
(研修、相談窓口設置等)

妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした
労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

② 有期雇用労働者の取得要件が緩和されます

(1)引き続き雇用された期間が1年以上
(2)1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

(1)の要件を撤廃し、(2)のみに
※無期雇用労働者と同様の取り扱い

③ 産後パパ育休(出生時育児休業)が取得できるようになります

令和4年10月1日施行

子の出生後8週間以内に4週間まで休みが取れます(分割して2回取得もできます)
労使協定の締結があれば、限定的な就労も可能に
申請は原則2週間前までに

④ 育児休業を分割して取得できます

分割して2回まで取得できます

⑤ 育児休業取得状況の公表が義務になります

令和5年4月1日施行

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます

育児・介護休業法の詳細については、厚生労働省HP「育児・介護」で検索

相談して
ください!

岡山労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください!! 相談は無料です!



Q. どのような相談ができますか?

A. 産後パパ育休の新設や育児休業の分割取得等の改正育児・介護休業法の内容に関する相談のほか、
現行の育児休業制度等に関しても、ご相談いただけます。男性労働者の育児休業取得促進に取り組
む事業主の方、「育児休業を取得させてもらえない」等の労働者からのご相談にも対応いたします。

Q. 女性しか相談できませんか?

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 改正法に向けて規定整備を行っているが、確認してもらえますか?

A. ご相談ください。作成された、改正を考えられてる規定を確認し、規定例に沿ったアドバイスや
参考資料等を手交し規定整備に向けた援助を行います。

改正育児・介護休業法に関する説明会を令和4年1月より開催を予定しています。
日程等は岡山労働局ホームページ、twitterで追ってお知らせ致します。

Twitter ⇒ @MHLW_Okayama

岡山労働局 HP

検索

年末年始の労働災害防止に努めてください

岡山労働局労働基準部健康安全課

岡山労働局管内の休業4日以上労働災害を過去10年間分の累計を確認すると、12月や1月に転落・墜落災害と転倒災害の件数が多いことがわかります。

墜落・転落による災害は建設業と運輸交通業で多く発生しており、年末年始で見ると建設業が多くなっています。

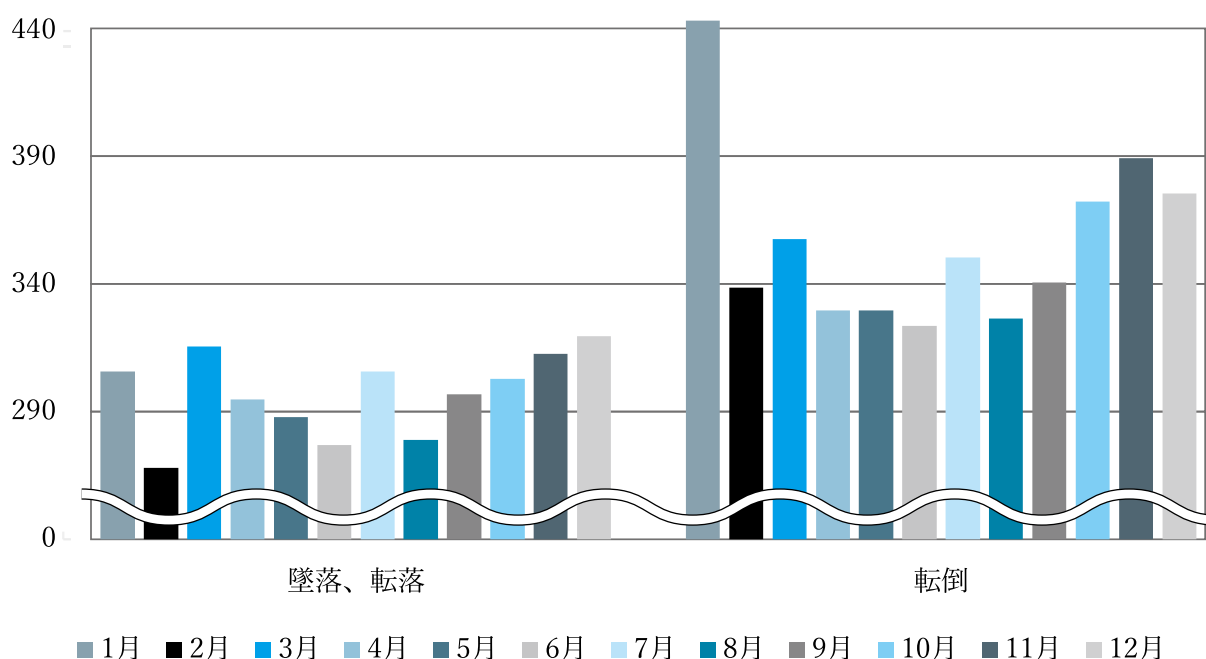
転倒による災害は、食料品製造業と小売業（特に新聞販売業）、道路貨物運送業で冬期に発生件数が増えています。また、社会福祉施設においては年間通じて多く発生している状況にあります。

各事業場においては、手すりの設置などの墜落防止措置の徹底、日々の整理整頓、清掃の徹底や体操などの転倒災害防止に取組み、労働災害防止に努めていただくようお願いします。

また、冬期は空気が乾燥するため感染症が流行しやすい季節です。新型コロナウイルス感染防止の取組みの強化も併せてお願いします。

年末、年始を無災害で過ごし、明るい新年を迎えましょう。

労働災害発生状況累計（H23～R2）



第32回備北地区ゼロ災運動研究集会を開催



新見支部では11月26日（金）に備北地区ゼロ災運動研究集会をJA晴れの国岡山新見統括本部にて開催いたしました。年末年始無災害運動実施にむけて、毎年この時期に開催しており、今回で32回となります。本年度も新型コロナウイルス感染症の影響もあり40名の参加者と標語受賞者及び来賓の方々合わせ出席者は50名となりました。

藪田安全衛生委員の司会進行のもと、労働災害で亡くなられた方々を悼み黙祷をささげた後、小林安全衛生委員のゼロ災コールで開会しました。

岡崎支部長の挨拶の後、本年度応募のあった419句のゼロ災標語から選ばれた優秀標語の表彰を行いました。標語募集は今年度で4回目となり、11月4日に開催した安全衛生委員会にて審査決定しました。優秀標語の新見労働基準監督署長賞は備北粉化工業（株）松田卓三氏、新見支部長賞は住友電工焼結合金（株）有永真也氏、安全衛生委員長賞は三共精粉（株）山岡祐輝氏が受賞され、各受賞者に石橋新見労働基準監督署長、岡崎新見支部長、江川安全衛生委員長から各々賞状と記念品を贈呈いたしました。また、佳作にはイーグル工業（株）森岡浩氏、日軽形材（株）中川和哉氏と石本叔子氏、丸五シーエス工業（株）大月利治氏と藤井利和氏が選ばれ江川安全衛生委員長から賞状と記念品を贈呈いたしました。

そして新見労働基準監督署石橋秀紀署長のご祝辞の後、新見労働基準監督署監督・安衛課伊藤和博氏より新見署における労働災害の状況についてご指導をいただきました。また、各事業場へ安全衛生活動の取組として具体的に示され、あわせて法令改正についてもご指導いただきました。



特別講演では、「安全衛生保護具の正しい選び方、使い方」（株）重松製作所岡山出張所長大西集氏から保護具の正しい着用・取扱い・保守管理を指導していただき、改めて保護具の必要性を学びました。また実際に会場にて呼吸用保護具のフィットテストも行い有意義な特別講演となりました。

最後に江川安全衛生委員長の閉会の挨拶で研究集会は盛会裏に終了いたしました。



第32回「ゼロ災」標語優秀作品

○新見労働基準監督署長賞

慣れるほど忘れてしまふその行動
再度確認指差呼称しない！させない！不安全作業

備北粉化工業株式会社
松田 卓三 様

○新見支部長賞

身に付ける いつもの習慣 指差呼称
必ずできる ゼロ災害

住友電工焼結合金株式会社
有永 真也 様

○安全衛生委員長賞

ルールを守り、守らせる 一人一人が責任者
注意しあえる大事な仲間

三共精粉株式会社
山岡 祐輝 様

○佳作

不安全、勇気を持って仲間を注意、
掛ける言葉に思いやり 願う気持ちはゼロ災害。

イーグル工業株式会社
森岡 浩 様

大丈夫 思い込まずに 再確認
危険の目を摘み ゼロ災害

日軽形材株式会社
中川 和哉 様

毎日変わる危険場所 見慣れた場所こそ再確認
危険を摘み取りゼロ災職場！

日軽形材株式会社
石本 叔子 様

守ろうよ 正しい手順と会社のルール
みんなで高める 安全意識

丸五シーエス工業株式会社
大月 利治 様

新人ベテランみな緒 初心の気持ちを忘れずに
いつも指差し安全確認

丸五シーエス工業株式会社
藤井 利和 様

（敬称略）

令和3年度 中央労働災害防止協会緑十字賞を受賞

中央労働災害防止協会では、長年にわたり我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人等に対して緑十字賞を贈呈されています。

この度、令和3年度の緑十字賞受賞者として、須江 士郎氏が受賞されました。



須江 士郎 氏
株式会社 大本組
管理本部 安全環境品質部
安全担当部長

《産業安全および労働衛生》



悠々自適

岡山労働局労働基準部健康安全課長
小松原 邦正

本の虫

小学生の頃から本を読むのが苦手で、高校でも読書感想文を課されると、短編であるヘミングウェイの「老人と海」を選んでいましたが、大学生のときに、司馬遼太郎の「竜馬がゆく」に出会い本が好きになりました。社会人になり上司から「竜馬もよいが、坂の上の雲を読むべし」といわれ、明治期の楽道家たちの物語を心躍らせながら読みました。物語に惹き込んでくれた司馬さんは大作家に違いありません。臨検監督に行き、休憩所で司馬さんの単行本が置いてあるのを見つけたときには、「この監督員は施工管理を徹底していくに違いない」と頼もしく思ったりしました。

その後、吉川英治の「三国志」や「宮本武蔵」など長編も読むようになりました。因みに宮本武蔵は郷土の英雄であり、安全講話などでお話をするときには「五輪書」をよく題材にしています。

県北署の勤務時には、伯備線での往復3時間の通勤時間を読書に充てました。ジャーナリストの池上彰氏がNHK地方局勤務時代に年300冊読んだと知り、負けずに同数を読破しました。池上氏がコーランを読んだと書いてあるのを見て、対抗して旧約・新約聖書を通読したものです。

署の相談員の蔵書からも沢山借りて読みました。伝記物や経済小説などが多かったですが、自分では選ばなかったであろう本が読めて、大変有り難かったです。

また、「源氏物語」の登場人物の女性と同じ名前の職員が転勤してきたのを機会に読んだりもしました。源氏物語は誰もが知っていますが、殆どの人は読んだことがないのが現実で、こういう本にチャレンジするのが読書の醍醐味といえます。

事業場の方とお会いした機会に、何か気の利いたことを話せたらと思い、次第に「本の虫」になっていました。老眼防止のため、電子ではなく紙の本を読んでいます。

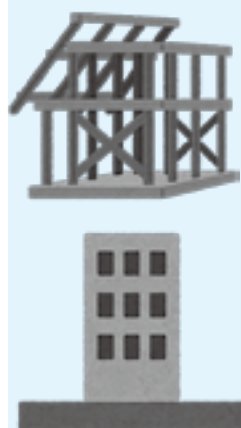
人生百年時代、定年後の第二の人生では、古事記を研究し35年を費やして「古事記伝」を著わした本居宣長のように古典を深く研究したいものです。おや？うっかり夢を語ってしまいましたが、これが私流の悠々自適です。

令和5年10月から有資格者による
石綿の事前調査が義務化されます！

建築物石綿含有建材調査者講習 を始めました！

～法定の有資格者の確保が急務です～

一般/一戸建て等 建築物石綿含有建材調査者



建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象となる建築物等の建材について石綿等の使用の有無の調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、厚生労働大臣が定める建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

（一社）岡山県労働基準協会では、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」及び「一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習」を実施します。

（岡山労働局長登録：令和3年11月2日 岡労収基1029第1号）

令和3年度の講習は次のとおりです

（1）一般建築物石綿含有建材調査者講習

1回目 令和3年12/23（木）・24（金） ⇒ 修了考査 令和4年 1/13（木）

2回目 令和4年 1/27（木）・28（金） ⇒ 修了考査 令和4年 2/10（木）

（2）一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習

1回目 令和4年 3/24（木） ⇒ 修了考査 令和4年 3/25（金）

会 場 岡山市北区桑田町15-28 （一社）岡山県労働基準協会
定 員 各回とも50名 （お申込みが定員に達し次第締め切ります）



- ・一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物
- ・一戸建て等建築物：一戸建て住宅および共同住宅（長屋を含む。）の住戸の専有部分。なお共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等の共用部分）や店舗併用住宅は含まれません。



- ・十分な感染防止対策を講じた上で開催します。マスク着用の上で受講いただくをお願いします。
- ・当日37.5度以上の発熱等感染の疑われる方の受講はご遠慮願います。
- ・感染拡大状況によっては中止となる場合がございます。岡山県労働基準協会のホームページでご確認ください。



【講習科目・時間等】

●一般建築物石綿含有建材調査者講習●

講習1日目

- | | |
|------------------------|-----|
| 1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 | 1時間 |
| 2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 | 1時間 |
| 3.石綿含有建材の建築図面調査 | 4時間 |

講習2日目

- | | |
|---------------------|-----|
| 4.現場調査の実際と留意点 | 4時間 |
| 5.建築物石綿含有建材調査報告書の作成 | 1時間 |
| 修了考査 | 2時間 |

●一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習●

講習(1日のみ)

- | | |
|------------------------|-----|
| 1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 | 1時間 |
| 2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 | 1時間 |
| 3.一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査 | 1時間 |
| 4.現場調査の実際と留意点 | 3時間 |
| 5.建築物石綿含有建材調査報告書の作成 | 1時間 |
| 修了考査 | 1時間 |

※受講資格が石綿作業主任者技能講習の修了者(下記受講資格区分A)の場合、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」(一般、一戸建て等とも)の受講が免除されます。但し、修了考査の出題範囲からは免除されませんのでご注意ください。(できれば受講されることをお勧めします。)

講習受講料、修了考査受験料、テキスト代

講習の区分	受講料等の額(税込)
(1)一般建築物石綿含有建材調査者講習	講習受講料 40,000円
	修了考査受験料 5,000円
	テキスト代 5,280円
(2)一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習	講習受講料 30,000円
	修了考査受験料 5,000円
	テキスト代 5,280円

⇒修了考査について

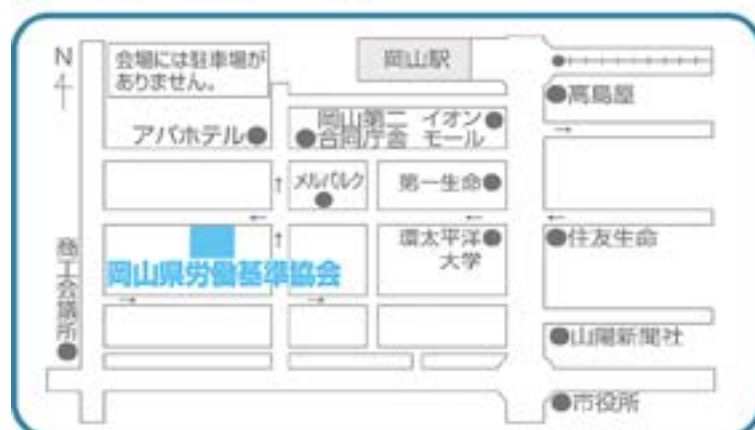
- 1 本講習の修了考査は難易度が高いため、しっかりと予習、復習をする必要があります。
- 2 修了考査は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までの間に限り、認められます(その都度再受験料(5,000円、税込)が必要)。

【主な受講資格】(一般、一戸建て等共通)

- ア 石綿作業主任者技能講習(労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる技能講習)を修了した者
- イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:2年以上)
- ウ 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるもの)に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)(卒業後の建築に関する実務経験年数:3年以上)
- エ 「ウ」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:4年以上)
- オ 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:7年以上)
- カ (学歴不問)(建築に関する実務経験年数:11年以上)
- キ 平成18年4月1日以前に特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(石綿含有建材の調査に関する実務経験年数:5年以上)

(※注)受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

会場ご案内



【お問合せ・お申込みは】

(一社)岡山県労働基準協会

岡山市北区桑田町15-28

TEL(086)225-3571

URL: <https://www.olsa.or.jp/>

ホームページにお申込みのための詳細資料を掲載しています



令和3年度 労務管理講習会のご案内

一般社団法人岡山県労働基準協会

当協会では、標記講習会を下記のとおり開催いたしますので、ご都合の良い日程・テーマでご受講ください。
使用者、人事・労務管理担当者をはじめ、多数の方にご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 程・テーマ

日 程	時 間	テーマ・講 師
令和4年 2月8日(火) 笠岡市民会館 (笠岡市六番町1-10)	13:30～ 14:40 14:40～15:00 15:10～16:30	挨拶 笠岡労働基準監督署長 岡 本 敦 子 氏 指導「労働基準法等の改正点について」 監督・安衛課長 中 本 弘 一 氏 講演「育児・介護休業法の改正について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 担当官 特別講演「パワーハラスメント防止措置義務化について」 社会保険労務士／笠岡労務管理事務所 原 田 雅 彦 氏
2月15日(火) 津山圏域雇用労働センター (津山市山下92-1)	13:35～ 14:35 14:35～14:50 15:00～16:30	挨拶 津山労働基準監督署長 須々木 竜 紀 氏 指導「最近の労働相談の動向について」 (仮) 監督課長 熊 谷 智 貴 氏 講演「育児・介護休業法の改正について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 担当官 特別講演「職場のパワーハラスメント防止対策について」 特定社会保険労務士／神田労務コンサルティング 代表 神 田 豪 氏
2月15日(火) 岡山セラミックスセンター (備前市西片上1406-18)	13:35～ 14:10 14:10～14:25 14:40～16:30	挨拶 和気労働基準監督署長 三 見 明 弘 氏 指導「監督指導結果から見た労務管理上の留意点について」 監督・安衛課長 米 村 友 佑 氏 講演「育児・介護休業法の改正について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 担当官 特別講演「職場のトラブル防止」～パワハラのない職場環境づくりをめざして～ 特定社会保険労務士／高橋社会保険労務士事務所 高 橋 洋 子 氏
2月16日(水) 玉野市総合保健 福祉センター (玉野市奥玉1-18-5)	13:30～ 14:35 13:35～14:50 15:00～16:30	挨拶 岡山労働基準監督署長 三 宅 徹 氏 指導「労働基準法等の改正について」 第一方面主任監督官 堀 内 顕 氏 講演「育児・介護休業法の改正について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 担当官 特別講演「元労働基準監督官が語る労務管理の虎の巻」 ～こんなところに落とし穴が！採用から退職までの注意点！～ 元 倉敷労働基準監督署長 山 本 正 晴 氏
2月17日(木) まなび広場にいみ (新見市新見123-2)	13:30～ 14:35 14:35～14:50 15:00～16:30	挨拶 新見労働基準監督署長 石 橋 秀 紀 氏 指導「労働基準法等の改正点について」 監督・安衛課長 森 井 顕 二 氏 講演「育児・介護休業法の改正について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 担当官 特別講演「ハラスメント問題への実務対応」 (仮) 特定社会保険労務士／山陽経営管理事務所 富 永 優 子 氏
2月22日(火) JFEスチール(株)広江クラブ (倉敷市広江4-1-1)	13:30～ 14:35 14:35～14:50 15:00～16:30	挨拶 倉敷労働基準監督署長 金 武 邦 洋 氏 指導「労働基準法等の改正について」 第一方面主任監督官 森 岡 直 樹 氏 講演「育児・介護休業法の改正について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 担当官 特別講演「労働問題の現状」～ハラスメントの実態を知る～ 倉敷社会保険労務士法人 代表社員 山 口 哲 司 氏
2月24日(木) おかやま西川原プラザ (岡山市中区西川原255)	13:30～ 14:35 14:35～14:50 15:00～16:30	挨拶 岡山労働基準監督署長 三 宅 徹 氏 指導「労働基準法等の改正について」 第一方面主任監督官 堀 内 顕 氏 講演「育児・介護休業法の改正について」 岡山労働局 雇用環境・均等室 担当官 特別講演「元労働基準監督官が語る労務管理の虎の巻」 ～こんなところに落とし穴が！採用から退職までの注意点！～ 元 倉敷労働基準監督署長 山 本 正 晴 氏

- 2. 受講料** 会 員 4,400円（消費税、資料代込）
非会員 8,800円（消費税、資料代込）

3. 申込方法 ①インターネット申込

当協会ホームページからお申込ください。

会員IDをお持ちでない場合は、TEL（086）225-3571へご連絡ください。

②窓口・FAX申込

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申し込みください。

岡山県労働基準協会

検索



<振込先>中国銀行富田町支店 普通 1613381
一般社団法人岡山県労働基準協会

4. その他

受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。

キャンセルの場合、講習会前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,100円と振込手数料を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、講習会当日に欠席の場合は受講料の返金はいたしません。

5. 申込先 一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支部名	所在地	TEL 番号	FAX 番号
岡山支部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086) 221-2160	(086) 227-1047
倉敷支部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086) 422-6230	(086) 426-6521
玉野支部	〒706-0011 玉野市宇野2-16-5	(0863) 21-2349	(0863) 21-3334
児島支部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100	(086) 473-1811	(086) 473-1870
津山支部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868) 22-5454	(0868) 25-2260
笠岡支部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865) 63-3718	(0865) 63-3735
和気支部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869) 92-0876	(0869) 92-0899
新見支部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867) 72-0338	(0867) 72-0317
安全衛生会館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086) 282-6532	(086) 282-6506

《様式》

*7010

労務管理講習会（ 2 月 日 支部）受講申込書

※受付	氏 名（フリガナ）		生 年 月 日	
	（ ）		S・H 年 月 日	
	（ ）		S・H 年 月 日	
	（ ）		S・H 年 月 日	
事業所名			支払方法	受講料__名分____円 を____月____日に ①下記口座へ振込 中国銀行 富田町支店 普通 1613381 一般社団法人岡山県労働基準協会 ②窓口を持参 ※講習当日はご遠慮ください※
所在地	〒 ー 都道府県 市郡 区			
ご担当者職氏名				
ご連絡先	TEL（ ） ー FAX（ ） ー メール			

※申込書に記入された氏名、生年月日等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習の的確な実施のためにのみ使用します。

第34回 岡山県ゼロ災運動研究集会開催のご案内

事 業 者 殿

一般社団法人岡山県労働基準協会
安 全 衛 生 委 員 会

<http://www.olsa.or.jp>

各事業者におかれましては、「ゼロ災害、ゼロ疾病」をめざして日夜ご努力をいただいているところであります。
当協会では、今年度も各企業におきますゼロ災活動を積極的にバックアップするため標記研究集会を企画いたしました。多数の方のご参加を心よりお待ちしております。

記

1. 日 時 令和4年2月3日（木）
13:30～16:00（受付13:00～）
2. 会 場 ライフパーク倉敷（倉敷市福田町古新田940）
3. 参加費 1名 2,200円（資料代、消費税込）
4. 対象者 事業場の安全衛生担当者、管理・監督者、
グループリーダー 等



時 間	テ ー マ	講 師 等
13:30～13:35	開会あいさつ	安全衛生委員会 委員
13:35～14:15	講演 「最近の労働安全衛生行政から」	岡山労働局 労働基準部 健康安全課長 小松原 邦 正 氏
14:15～14:25	休 憩	
14:25～15:55	特別講演 「失敗から学ぶ安全」	中災防安全衛生エキスパート 山 岡 和 寿 氏
15:55～16:00	閉会あいさつ	安全衛生委員会 委員

岡山県ゼロ災運動研究集会における感染症対策について

- 当日37.5度以上の発熱があった場合は、本集会への参加をご遠慮ください。
- マスクを必ず着用のうえご来場ください。
- 受付時に非接触の体温計で検温を実施させていただきます。
- 手指消毒のための消毒液を設置していますので、こまめな消毒をお願いします。
- 十分な間隔を保った座席の配置としています。
- 会場内での参加者同士の会話は極力ご遠慮ください。
- 定期的に会場内の換気を実施させていただきます。
- 今後の感染拡大状況によっては本集会を中止させていただく場合がございます。
岡山県労働基準協会のホームページでご確認ください。

6. 申込方法
- ①インターネット申込

岡山県労働基準協会

検索

当協会ホームページからお申し込みください。
- ②窓口・FAX申込

参加申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部へお申し込みください。

7. その他

受付の後、振込み等の確認ができましたら、受講票を発行いたします。
キャンセルの場合、講習前日までにご連絡があった場合に限り、事務手数料1,100円+振込手数料を差し引いて返金いたします。事前にご連絡がなく、集会当日に欠席の場合は参加費の返金はいたしません。

8. 窓口申込先

一般社団法人岡山県労働基準協会 各支部

支 部 名	所 在 地	TEL 番号	FAX 番号
岡 山 支 部	〒700-0984 岡山市北区桑田町15-28	(086)221-2160	(086)227-1047
倉 敷 支 部	〒710-0047 倉敷市大島407-1	(086)422-6230	(086)426-6521
玉 野 支 部	〒706-0011 玉野市宇野2-16-5	(0863)21-2349	(0863)21-3334
児 島 支 部	〒711-0921 倉敷市児島駅前1-100	(086)473-1811	(086)473-1870
津 山 支 部	〒708-0022 津山市山下92-1	(0868)22-5454	(0868)25-2260
笠 岡 支 部	〒714-0085 笠岡市四番町5-18	(0865)63-3718	(0865)63-3735
和 気 支 部	〒709-0441 和気郡和気町衣笠954-1	(0869)92-0876	(0869)92-0899
新 見 支 部	〒718-0011 新見市新見811-1	(0867)72-0338	(0867)72-0317
安 全 衛 生 会 館	〒701-0202 岡山市南区山田2315-4	(086)282-6532	(086)282-6506

(様式)

*4010

第34回 岡山県ゼロ災運動研究集会 参加申込書

※受付	氏 名 (フリガナ)	※受付	氏 名 (フリガナ)
	()		()
	()		()
	()		()
(フリガナ) 事業所名	()	支 払 方 法	参加費____名分____円 を____月____日に
所 在 地	〒 _____ 都道 市 府県 郡 区		①下記口座へ振込 中国銀行 富田町支店 普通 1613381 一般社団法人 岡山県労働基準協会
ご 担 当 者 職 氏 名			②窓口へ持参 ※※当日はご遠慮ください※※
ご 連 絡 先	TEL () - FAX () メール		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本集会の的確な実施のためにのみ使用します。

中小企業無災害記録証が授与されました!!

株式会社日本チャンキー瀬戸内孵化場(瀬戸内市邑久町本庄3276)

同社では、平成25年5月10日から無災害を継続し、令和元年5月18日に記録(第二種・進歩賞・2,200日)を見事達成し、本年8月に中小企業無災害記録証を申請されました。このたび、10月1日付けでその交付が決定し、11月11日、岡山県労働基準協会において記録証の伝達式が行われました

伝達式では、総務人事部 渡邊 智和 部長代理に記録証と記念品が手渡されました。

申請事業場の業種はその他の事業、次回の「第三種・銅賞・3,300日」も達成されますことを祈念いたします。



名越課長 渡邊部長代理 小森谷係長

◆代表者からのメッセージ

この度は、栄誉ある賞をいただき、誠にありがとうございます。努力賞に続き、進歩賞をいただくことになりまして、行政機関並びに貴協会のご指導ご支援に厚く御礼申し上げます。

弊社日本チャンキーは1967年の設立以来、肉用鶏(ブロイラー)の原種鶏を海外から輸入し、国内農場で育てて受精卵を産ませ、孵化場で生産されたひよこを種鶏ヒナとして、出荷販売しております。

現在、国内で餌付けされる肉用種鶏の9割以上を弊社で生産されますチャンキー種鶏が占めており、国産鶏肉のほとんどが元を辿れば弊社瀬戸内孵化場で生産したヒナを母鶏として生産されているということになります。それゆえ供給の責任は重く、良質な種鶏ヒナを生産する過程において安全で快適な職場づくりは不可欠でありました。

日本チャンキーの生産事業所の一つであります瀬戸内孵化場は、2013年5月の操業開始から大きな事故もなく無災害を続けており、特に近年は「安全が最優先される職場づくり」をモットーに数多くの安全衛生管理策を進めて来ました。その中でも最も意欲的に取り組んだことは従業員の労働安全意識の向上を目的に朝礼やミーティングの際に安全衛生対策をしっかりと説明しながら、新しく導入された情報共有ツールを活用し、積極的な社内発信や落とし込みに努めてきました。また、新たにヒヤリハット報告の活性化にも着手し、危険予知意識の向上も図っています。

今後も連続無災害記録を伸ばすことと全社的に全事業所でも無事故無災害を目指し、安全衛生対策を進めていくことが安心安全な鶏肉の安定供給に繋がっていくと考えています。

株式会社日本チャンキー 生産事業部門 孵卵部 孵卵課 係長 小森谷 英二



健康管理は、労働衛生センターで！

労働衛生センターは、一般社団法人岡山県労働基準協会の健康管理活動部門として事業場の方々の健康診断・作業環境測定・産業医・保健指導活動等のサービスを行っています。

総合精度管理事業や労働衛生サービス機能評価事業へ参加し、信頼できる確かな健康診断・作業環境測定を提供させていただきます。

健康診断は、検診車で訪問させていただく巡回健診と当センターで受診していただく来館健診がございます。来館健診の日程は、ホームページをご覧ください。



一般社団法人岡山県労働基準協会 労働衛生センター

岡山 労働衛生センター

検索

TEL(086)281-4500

岡山市南区山田 2315-4 (岡山県安全衛生会館内)

労働調査会の定期刊行誌

いち早く、労働行政関連情報を手に入れるなら、労働調査会の定期刊行誌！
ご希望の方には、無料で見本誌を差し上げています。



労働安全衛生広報

発行 月2回(1日・15日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/64頁
年間購読
会費 税込価格 61,600円



先見労務管理

発行 月2回(10日・25日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/64頁
年間購読
会費 税込価格 61,600円



労働基準広報

発行 月3回(1日・11日・21日)
年6回別冊付録つき
判型/頁数 B5判/56頁
年間購読
会費 税込価格 61,600円

★お申し込みは、
最寄りの一般社団法人岡山県労働基準協会・各支部へ!!

労働調査会 関西支社 <http://www.chosakai.co.jp/>
大阪市西区阿波座2丁目2-18 TEL.06-6541-3045 〒550-0011



もっと、ずっと、地球と共に。

協同組合ウイングバレイ

理事長 晝田 眞三

総社市久代1408番地の6

TEL.(0866)96-1888

FAX.(0866)96-2040

三井造船特機エンジニアリング株式会社 マリン・メンテ事業部

取締役事業部長 三島 利文

〒706-8651

岡山県玉野市玉3丁目1番1号

TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612

三井E&S玉野協力会
会長 鈴木 康裕
理事 藤原 一師
玉原鉄工業協同組合



菱自梱包株式会社

代表取締役社長 亀岡 義男

〒712-8003 倉敷市水島明神町7番20号

TEL : 086-444-5800 FAX : 086-444-1531



高品質企業への進化

株式会社ヤマダ

代表取締役社長 山田 啓吾

〒712-8012

岡山県倉敷市連島1丁目15番10号

TEL 086-440-0606(代) FAX 086-440-0611



坂本産業株式会社

代表取締役 坂本修三

〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1

TEL(0865) 65-0311(代)

FAX(0865) 65-0460

武田育男税理士事務所

岡山市北区東島田町1丁目2-5

Tel. (086) 231-1227

弁護士法人
太陽綜合法律事務所
(岡山弁護士会所属)

岡山県労働基準協会顧問弁護士

近藤 弦之介
弁護士 藤原 健補
弁護士 馬場 幸三
弁護士 谷口 怜司
弁護士 山本 愛子
弁護士 川端 美智子
弁護士 青田 夢義
弁護士 鹿室 辰湧
弁護士 岡田 湧介
弁護士 高瀬 鈴香
客員弁護士 石島 弘

〒700-0901

岡山市北区本町6番36号

第一セントラルビル2階

TEL(086)224-8338(代)

FAX(086)224-7555

あなたの心で運ぶハート引越便



オカケン

岡山県貨物運送株式会社

代表取締役社長 原田 和充

〒700-0027 岡山市北区清心町4番31号

TEL (086)252-2111(代)

ホームページ <http://www.okaken.co.jp>

労働問題相談日のお知らせ

毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12:00~13:00を除く)

会員の皆様方の労働問題に関するあらゆるご相談に応じます。
お気軽にご相談下さい。

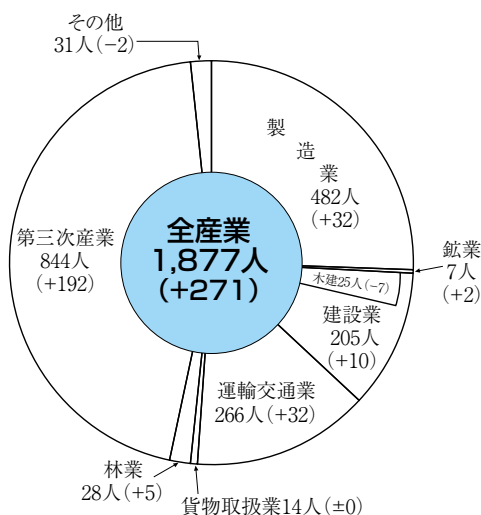
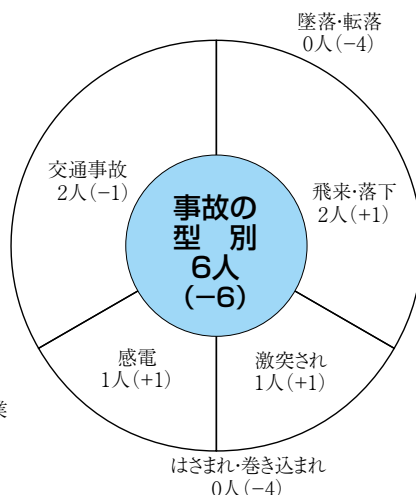
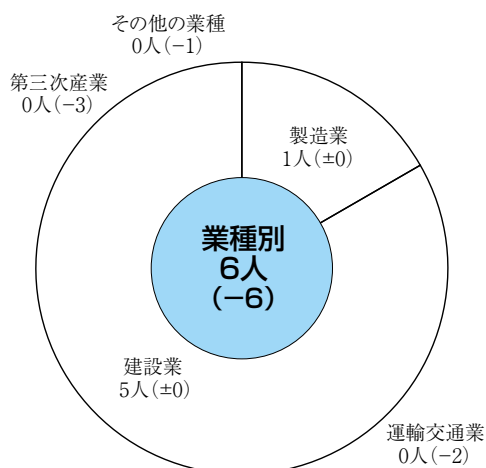
TEL(086)225-4538

※上記以外の日程
または来所の方は、
事前にご連絡下さい。



2021年（令和3年）労働災害発生状況

死 亡 災 害

10月末現在（速報値）
（ ）内は前年同月比増減数死 傷 災 害
(休業4日以上の死傷災害)10月末現在（速報値）
（ ）内は前年同月比増減数昭和二十六年十一月八日 第三種郵便物認可
令和三年十二月十五日（毎月一回十五日発行）

(第 第 十七 二 五 号 巻)

労働安全衛生関係
免許試験日程

2021年12月から2022年2月までの間に当センターで実施する学科試験の日程は、右記のとおりです。

また、受験資格等については、

中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955 広島県福山市新涯町2-29-36

☎084-954-4661に照会して下さい。

インターネットアドレス

<https://www.chushi.exam.or.jp/>

試験の種類		2021年	2022年	
★には、更に実技試験があります。		12月	1月	2月
特級ボイラー技士				
一級ボイラー技士			6	
二級ボイラー技士		15	5	16
★特別ボイラー溶接士			27	
★普通ボイラー溶接士			27	
ボイラー整備士				1
★クレーン・デリック運転士	限定なし	8	20	17
	クレーン限定	8	20	7・17
	床上運転式限定			
	限定免許解除試験			
★移動式クレーン運転士			18	
★揚貨装置運転士				
発破技士		7		
ガス溶接作業主任者		7		
林業架線作業主任者				
第一種衛生管理者		2・14	17	8・22
第二種衛生管理者		2・14	17	8・22
高圧室内作業主任者				
エックス線作業主任者			19	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者				
潜水士				9

回 覧

氏名